

令和5年度からの年額報酬・出勤報酬・費用弁償の変更取扱いについて

令和5年度より報酬関係が変わります。変更点については以下のとおりです。なお、これまで通り上期（4～9月分）と下期（10～3月分）の年2回に分けて支給します。

	令和4年度まで	令和5年度から
支給手当	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬 ・出勤手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬 ・出勤報酬 ・費用弁償
支給先	<ul style="list-style-type: none"> ・分団長以上は個人の通帳 ・分隊長以下は分隊の通帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・全団員個人の通帳 ※<u>通帳の提出がない方は振込ができません</u>のでご注意ください。

年額報酬

支給金額が以下のとおり変更となります。

	令和4年度まで	令和5年度から
団長	110,000円	変更なし
副団長	80,000円	
分団長	60,000円	
分隊長 (副分団長)	40,000円	50,000円
部長	26,000円	42,500円
班長	22,000円	38,500円
団員	20,000円	36,500円

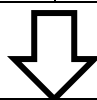
出勤報酬

取扱いが以下のとおり変更となります。

	令和4年度まで	令和5年度から
名称	出勤手当	出勤報酬
性質	費用弁償（非課税）	報酬（課税）
課税内容		<ul style="list-style-type: none"> ○災害出勤 1日8,000円以下は非課税 ○その他の出勤 1日4,000円以下は非課税

また、支給金額が以下のとおり変更となります。

令和4年度まで			
出動及び訓練	1,800円	会議及びその他	1,500円



令和5年度から			
災害等出動※1	8,000円 (4時間をこえるもの)	その他の出動※2	3,500円 (2時間をこえるもの)
	4,000円 (4時間以下)		1,800円 (2時間以下)

※1 災害等出動は「火災・風水害・捜索」を指します。

※2 その他の出動は「訓練・誤報・夜警・広報活動・出初式・会議・その他」を指します。

それに伴い、出動報告書の記入の仕方を以下のとおり統一いたします。

出動時間	開始時間：詰所もしくは現地に参集した時刻。 遅参した団員は実際の参集した時刻。 終了時間：片付けが終了し、詰所解散した時刻もしくは活動を離れた時刻。
訓練	大規模な訓練もしくは会議を伴う訓練以外は2時間以下での出動とする。
会議	本部会議及び分団会議、分隊会議、その他関係機関会議を対象とする。なお、分隊会議については訓練時に併せての実施にご協力ください。

なお、火災や訓練等で使用したホースの後日片づけについては、出動にはカウントしないものとします。

また、休憩時間※は出動時間に含めないものとします。

※休憩時間…長時間の出動や訓練などの際に設けられた食事等の指定されたものであり、出動の合間の水分補給やトイレ休憩は含めません。

費用弁償

1日の出動につき、出動報酬とは別に費用弁償を1,500円支給します。

出動例示

出動種別	出動時間	出動報酬	費用弁償	合計
定例訓練	午前8時～午前10時(2時間)	1,800円	1,500円	3,300円
火災出動	午前8時～午後1時(5時間)	8,000円	1,500円	9,500円
定例訓練 火災出動	午前8時～午前10時(2時間) 午後1時～午後4時(3時間)	1,800円 4,000円	1,500円 ※費用弁償は1日1回	7,300円